

府の条例による個別指定を受けるための基準

公 益 的 要 件	<p>1 申出法人の活動の規模について</p> <p>①又は②に該当すること。（実績判定期間中の平均）</p> <p>① 特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上</p> <p>② 年間の会員数が50人以上（特例措置(*1)の対象となる場合は25人以上）</p>
	<p>2 府民等からの支持の実績について</p> <p>①又は②に該当すること。（実績判定期間中の平均）</p> <p>① 年間の寄附者数が50人以上（特例措置(*1)の対象となる場合は25人以上）かつ寄附金収入金額が15万円以上</p> <p>② 無償の労力の提供等の年間の延べ活動実績が200時間以上（特例措置(*1)の対象となる場合は100時間以上）</p>
	<p>3 活動内容等の評価</p> <p>①から④までのいずれにも該当すること。</p> <p>① 活動が地域の課題の解決に資するものであること。</p> <p>② 活動が地縁団体等と連携して行われ、又は地縁団体等から支持されたものであること。</p> <p>③ 府内において5年以上継続的に行われる見込みであること。</p> <p>④ 特定非営利活動について評価をすることを事業として行っているもので知事が定める者等の評価を受けることにより、活動の内容を改善する仕組みを有すること。</p>
運 営 要 件 等	<p>① 京都府内に事務所を有していること。</p> <p>② 直近事業年度の末日時点で2年以上の活動の実績を有していること。</p> <p>③ 申出法人に関する情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公開していること。</p> <p>④ 活動を行うことについて、定款に定める手続を経て意思決定が行われているとともに、活動を行うことができる体制を有していること。</p> <p>⑤ 認定NPO法人の認定基準（PST基準(*2)を除く。）に適合していること。</p>

*1 特例措置

実績判定期間において、法人の事務所が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」指定地域などの条件不利地域に所在し、かつ、法人が当該地域で特定非営利活動を行っている場合は、要件が緩和されます。

*2 PST基準（広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準）

次のいずれかに該当すること。

【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること。

【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上であること。

【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けていること。